

## 社会福祉法人豊寿会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない、又、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費・宿泊費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、各年度の総額が、下記に掲げる範囲内で報酬として支給することができる。

### (役員等の報酬)

第4条 理事長及び理事や監事に対して、理事長は、各年度の総額 9,600,000 円、非常勤理事は、各年度の総額 120,000 円、監事は、各年度の総額 150,000 円の範囲で、評議員選任・解任委員会は、各年度の総額 40,000 円の範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した総額を報酬等として支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員（理事長）の報酬等及び費用（旅費を除く）は、毎月5日に支払うものとする。尚、支給日が、土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する費用弁償は、理事会又は評議員会等への出席等法人・施設運営の為の業務にあたった都度支給する。

(公 表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬額の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程の一部は、平成 29 年 6 月 6 日から施行する。

附則 この規程の一部は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。